



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 フ ィ ー ル ズ 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 繁 松 徹 也
 (コード番号：2767 東証第一部)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 コ ー ポ レ ー ト 畑 中 英 昭
 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 室 長
 (電話 03-5784-2111 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 29 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第 20 条(任期)について変更を行うものであります。
- (2) 機動的な配当政策および資本政策を図ることを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会においても決議ができるよう変更案第 37 条(剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関)の新設をするほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 10 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第9条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 20 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

<p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当) 第39条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月21日(水)

定款変更の効力発生日 平成29年6月21日(水)

以上

<p>◆本件に関するご連絡先◆</p> <p>フィールズ株式会社 コーポレートコミュニケーション室</p> <p>〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16番17号 渋谷ガーデンタワー</p> <p>電話番号：03-5784-2109 FAX番号：03-5784-2119</p>
